

○厚生労働省告示第十一号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十条第一項第七号（同令第七十二条において準用する場合を含む。）及び薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十六条第七号の規定に基づき、薬事法施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第二号18中「吸水軟膏^{こう}」を「吸水クリーム」に改め、同号中26を削り、同号27中「サッカリンナトリウム」を「サッカリンナトリウム水和物」に改め、同号中27を26とし、28から30までを27から29までとし、同号31中「親水軟膏^{こう}」を「親水クリーム」に改め、同号中31を30とし、32から37までを31から36までとし、36の次に次のように加える。

37 精製水（容器入り）

第二号中39を削り、40を39とし、41を40とし、40の次に次のように加える。

41 セラセフェート

第二号中77及び78を削り、同号76中「ヒドロキシプロピルメチルセルロース二二〇八」を「ヒプロ

メロース」に改め、同号中76を78とし、62から75までを64から77までとし、同号61中「乳糖」を「乳糖水和物」に改め、同号中61を63とし、60を62とし、59を61とし、48から58までを49から59までとし、59の次に次のように加える。

60 トレハロース水和物

第二号中47の次に次のように加える。

48 ソルビタンセスキオレイン酸エステル

第二号79中「ヒドロキシプロピルメチルセルロースフタレート」を「ヒプロメロースフタル酸エステル」に改める。